

給与収入のある被扶養者について、人手不足による労働時間の延長等に伴い、一時的に収入が変動することで、認定限度額を超えた場合、本組合が実施する被扶養者の給与収入調査（令和6年1月）等において、給与支払証明書に併せて、事業主の証明書を提出いただくことにより、被扶養者の資格を取消さないこととします。（下図参照）

なお、別添「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」は申請書類ダウンロードに掲載しています。

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合

